【研究論文4】

提供精子で生まれた人の 「出自を知る権利」

仙波由加里*

日本においても、養子の分野においては、子どもの「出自を知る権利」の重要性に対する認識が浸透しつつあるが、提供精子や提供卵子で生まれた人たちの「出自を知る権利」に対する理解はなかなか進まない。日本では日本産婦人科学会のガイドラインで、精子ドナーは匿名であることを条件に実施されてきた。そのためこの技術で生まれた人はドナーの情報を得られず、異父母きょうだいとの親密な関係や近親婚のリスクがあり、自身の半分の遺伝情報等を得ることができない。そこで、本稿では特に養子と対比させながら、提供配偶子で生まれた人の「出自を知る権利」の問題を論じていく。

キーワード:出自を知る権利、提供精子、養子、生まれた人

1. はじめに

子どもの「出自を知る権利」が重要であるということには多くの人が同意するだろう。世界に目を向けても、1989年、第44回国連総会で「児童の権利に関する条約」(通称:子どもの権利条約)が採択され、1990年にこれが発効された。その条約の第7条には「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有す

るものとし、また、できるかぎりその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」(ユニセフ、1989) とある。日本も 1994 年にこの条約を批准したが、今なお、日本社会には自分の出自を知ることができない人たちが存在する。

野辺は「養子縁組や里親においては、かつては子どもに出自を隠し、生みの親との交流を断絶させることが子どもにとって良いと考えられていたが、現在では反対に、子どもに生みの親の存在を明らかにするほうが子どもにとって良いという考え方が優勢になってきている」と述

^{*}一般社団法人ドナーリンク・ジャパン

べている (野辺, 2018, p.31)。しかし、養子の場合、子どもが養子縁組で家族になったことを養親から伝えられ、実親の情報を求めて戸籍をたどり、生みの親にたどりつけたとしても、生物学的な父親が分からないケースは少なくないと推察する。

熊本慈恵病院が2007年5月から取り組んできた「こうのとりのゆりかご」(通称:赤ちゃんポスト)でも、生まれた子どもが親の情報をまったく得られないケースが少なくない。同病院がこうのとりのゆりかごを開始して15年が経過した2022年5月末までに、同病院に161人の子どもが保護され、これらの子どもに関する調査結果によれば、このうち2割ほどはまったく実親の情報を得られないという(NHK, 2022)。

そして近年では、男性不妊や女性不妊が原因 で、提供精子や提供卵子で生まれる子どもの 「出自を知る権利」も注目されるようになって きている。日本においては、1949年に提供精 子を使った人工授精(AID)¹で国内初の子ども が誕生し、以降、この技術で生まれた人が、国 内に1万5000人もいるといわれている(Hibino & Allan, 2020)。しかし, 近年では, 海外 の精子バンクを利用したり、SNS 等を介して 自身で精子ドナーをリクルートして自己授精で 子どもを持つ (入澤・柘植, 2021) など, 日本 産科婦人科学会の AID 実施件数の報告には反 映されない AID の件数が増えているため、実 際にはこの数よりもはるかに多い数の子どもが AIDで生まれていると推察される。そして, 1949年に日本初の AID 児が誕生して以来,精

子ドナーは匿名であることを原則としてこの技術は実施されてきた。そのため、日本のAIDで生まれた人の多くは精子ドナーの情報をまったく得ることができない状態に置かれている。

諸外国では、特にこの20年ほど、生まれた人たちの提供者情報を得る権利や、自身の遺伝的・生物学的背景を知ることの重要性が認識され、精子や卵子のドナーの匿名性を廃止し、提供精子や提供卵子で生まれた人の出自を知る権利を法律で保障するところが増えてきている(Indekeu、Prinsen、& Mass、2022、仙波、2022)。しかし日本では、2005年に設立された AIDで生まれた人の自助グループ「ドナー・オフスプリング・グループ (DOG)」のメンバーを中心に、生殖医療で生まれた人の出自を知る権利を求める活動が展開されてきたが、それから15年以上経過した今日も、精子ドナーの匿名性は継続されており、生まれた人たちの出自を知る権利は軽んじられている状態にある。

本稿では、出自を知りたくても知ることのできない人たちの中でも、提供精子で生まれた人たちの「出自を知る権利」に焦点を当て、特に養子と対比させながらこの問題を論じていく。

AID における精子ドナーの匿名性 AIP の歴史

AID の歴史は長く、米国フィラデルフィアで 1884年に AID が実施されたと報告されている。1884年当時、フィラデルフィア大学の医学部教授だったウィリアム・パンコースト (William Pancoast) が、男性不妊のカップルに同意を得ないまま、その妻に、医学生の精子を用いて AID を実施したのだった。妻が妊娠したあと、パンコーストは夫には彼の妻が第三者の精子で妊娠したことを打ち明けたが、妻には生涯、その妊娠の経緯は知らされなかった。しかしパンコーストが亡くなったあと、この

¹ 提供精子を使った人工授精のことを、日本ではよく AID (Artificial Insemination with Donor Sperm) と呼ばれるが、欧米各国では DI (Donor Insemination) というのが一般的である。AID も DI も同じ生殖医療技術を指すが、本稿では AID という用語を使用する。

AID が実施された当時, パンコーストの下で 学んでいた医学生だったハード (Hard) が, 1909年になってこの事実を公表し, これが知られることになった (Allan, 2018, p.11)。

前述したように、日本では1949年9月に国内初のAID児が誕生している。この施術にあたった慶応義塾大学病院の産婦人科医であった安藤画一は、AIDは不妊症を治す医療行為であり、夫婦にとっては50%は生物学的に自分たちの子であるから、養子よりははるかに合理的だと述べ、さらに子種の供給者(精子ドナー)と施術夫婦(レシピエント)はお互いに知らせぬようにして、生まれてきた子どもにもAIDで生まれたことを秘密にするべきであると主張した²。安藤の考え方はその後の日本のAIDにも大きく影響し、1997年に日本産科婦人科学会が発表した「非配偶者間人工授精と精子提供に関する見解」でも精子ドナーは匿名であることを原則とした。

2-2.日本でのドナーの匿名性廃止論に対する 姿勢

1990 年代に入って、海外での代理出産等を 斡旋するエージェンシーや、商業的精子バンク が日本にもできたことや、卵子提供による体外 受精で子どもが生まれるなどの出来事がきっか けとなり、生殖補助医療に関する法律の必要性 が認識されるようになった。そこで1998年、 旧厚生省は「生殖補助医療技術に関する専門委 員会」を設置した。この委員会は2000年に報 告書をまとめ公表したが、そこには「生まれて くる子の福祉を優先する」とある。この報告書 をたたき台に法律案をまとめることを目的に、 2001年には厚生科学審議会生殖補助医療部会 が設置され、2年の検討を得て、2003年4月に 公表された報告書には, 生まれた子が希望すれ ば、15歳以降に精子・卵子の個人情報を全面 開示するという内容が盛り込まれたが、その後 も生殖補助医療に関連する事柄の法制化は進ま なかった。それが2020年秋になって突然,当 事者を含めない形で法案づくりが進められ、同 年11月には法案「生殖補助医療により出生し た子の親子関係に関する民法の特例」が提出さ れ、翌月の12月4日に「生殖補助医療の提供 等及びこれにより出生した子の親子関係に関す る民法の特例に関する法律 | (令和2年法律第 76号) が成立、12月11日に公布された。しか しその法律にも, 生まれた人の出自を知る権利 については盛り込まれず、おおむね2年を目処 に検討するとされた項目の一つとして、法律の 附則の第3条3項に「他人の精子又は卵子を用 いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖 補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及 び当該生殖補助医療により生まれた子に関する 情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在 り方 に記されるにとどまった。しかし、2年 以上経過した 2023 年 4 月現在も、提供精子や 卵子で生まれた人の出自を知る権利についての 検討は進んでいない。

国外の研究では、提供精子や卵子で生まれた子どもに、なるべく早い時期に提供で生まれたことを話したほうが、その後の親子関係に好影響を与えるという報告がいくつもある。(Blake, Gasey, Readings, Jadva, & Golombok, 2010, MacDougall, Becker, Scheib, & Nachtigall., 2007, Freeman, 2015, Jadva, Freeman, Kramer, & Golombok, 2009, ダニエルズ, 2010)養子の分野では、日本でも、「親子関係を良好に保つためには、真実告知が重要と認識されるようになってきている」(森、2005, p.64)が、日本での提供精子や提供精子で形成された親子関係に関す

² 週刊家庭朝日 (1949). 人工授精兒生まる! —— 安藤博士の施術に各界から是非論 —— 1949 年 9 月 10 日, 30 (1)

る研究報告はない。これは、日本には提供精子や提供卵子で形成された親子であることを公にしている家族が非常に少ないためである。そのため、日本ではこうした家族への関心も低く、そうした家族がかかえる不安や問題への理解も進まない。

また精子提供や卵子提供に対して、養子とは 異なり,抵抗感を持つ人も少なくない。たとえ ば、2003年に国会に提出されるはずだった法 案が見送られたことに対して、2005年にある ジャーナリストが野田聖子衆議院議員に行った インタビューの内容が、柘植の著書の中に記さ れている。それによれば、野田はその法案の中 に「出自を知る権利」を認める内容が含まれて いることに対して、「出自を知る権利」が認め られると提供者が減ることが予想されるという 問題をあげ、さらに出自を知る権利が本当に重 要なのかと疑問すら呈していた(柘植,2022, pp.49-50)。こうした考え方は日本の政治家たち の間に、今なお根強く残っていると想像され、 それがドナーの匿名性の廃止の議論が進まない 一因になっていると思われる。AID や卵子提 供で子を持った親たちも匿名性が維持されたま まであるために、子どもに出生に関する真実を 伝えないケースが多いのではないだろうか。

近年では、諸外国ではレズビアンカップルやシングル女性が、提供精子を利用して子どもを持つ例も増えてきており、こうした親のもとに生まれてきた子は、多くの場合、幼いころから自分が提供精子で生まれたことを知っている。かれらの存在や出自を求める活動が、ドナーの匿名性を廃止させる一つの要因になっていることもあるが、日本では同性婚はおろか、夫婦別姓ですら認められていない。

また、欧米では、近年、商業的 DNA 検査が 急速に普及し、それがドナーの匿名性の廃止に も影響を与えている。たとえば、アメリカのよ うに移民で成立している国では、自分のルーツをたどったり家系図づくりのために、DNA検査会社を利用する人が少なくない(仙波、2016)。 実際に DNA 検査の登場によって、欧米ではドナーが匿名であっても、ドナーや同じドナーから生まれた半同胞を探し当てるケースが数多く報告されており(Crawshaw、2017、van den Akker、Crawshaw、Blyth、& Frith、2015、Indekeu、Prinsen、& Mass、2022、Newton、Drysdale、Zappavigna、& Newman、2022、ディンクル、2022)、ドナーの匿名性は保証できないという報告もみられる(Harper、Kennett、& Reisel、2016)。

日本には商業的 DNA 検査がまだそれほど普 及していないが、提供精子等で生まれたことを 大人になってから知った人たちの中には、自分 のアイデンティティを喪失し、親子の関係にま で負の影響が及んだと話す人がいる(非配偶者 間人工授精で生まれた人の自助グループ他、2014)。 日本においても、AIDで子を持った親の会(す まいる親の会)では、子を持った親やこれから AID に臨もうとしている人たちに対して、子 どもに真実を伝えることの重要性を伝え、子ど もにはできるだけ早い時期に出生の事実を話し たほうがいいと, 告知を促すための勉強会など も開催している。しかしドナーが匿名であるた め、子どもに出生の事実を話して、子どもから ドナーについて聞かれた場合に、何も答えられ ないと気に病み、真実告知をためらう親も存在

3. 養子と精子提供の扱い

3-1.諸外国における養子と精子提供の関係性

欧米では1985年にスウェーデンで精子ドナーの匿名性を廃止する法律が施行されるようになったのを皮切りに、1990年代から精子や卵子のドナーの匿名性を廃止し、生まれた人の出自を知る権利を法律で保障する国が出てきた。

2023年4月現在、こうした法律を持つ国や地域が少なくとも22カ所ある。そして、そうした法律を持つようになったきっかけに、養子に関する法律との整合性をあげるところも存在する。たとえばイギリスやオーストラリアのヴィクトリア州、ニュージーランド、オランダ、アイルランド、ドイツなどでは、養子は出自を知ることができるのに、生殖医療で生まれた人は出自を知ることができないのは平等ではないという考え方から、提供精子や卵子で生まれた人の出自を知る権利を保障する法律が成立してきた。

しかし、養子と生殖医療は異なるという考え 方をする人もいる。たとえば、筆者はある医師 に、提供精子で生まれた人の出自を知る権利の 話をしたところ、養子は望まない妊娠で生まれ てきた子であるが、生殖医療で生まれた子は望 まれて生まれてきた子であり、まったく状況が 違うと言われたことがある。しかし、望まれて 生まれてきた子は、出自を知る必要はないのだ ろうか。

生殖医療は養子とは異なり、倫理的な問題も多い。たとえば、精子や卵子に金銭的な授受が伴う場合の問題があることや、特に卵子提供においてはドナーへの身体的負担が大きいことも問題視される。また、レシピエントや生まれてくる子へのリスクをなるべく軽減するために、医療機関で精子や卵子提供を受ける場合には、ドナーや精子・卵子のスクリーニングが行われる。しかし、これは命の選別であり優生学的に問題があるという考え方もある(柘植、2022)。このように人工的につくられた命は、養子とは異なるという見方が、養子と AID で生まれた人の出自を知る権利についての扱いにも違いをもたらしている。

3-2.精子・卵子のドナーの匿名性の廃止とドナーの情報管理をめぐる訴訟 —— オリヴィア・プラテン vs. カナダのブリティッシュ・コロンビア政府の事例

2008年、カナダのブリティッシュ・コロン ビア州で、AID で生まれたオリヴィア・プラ テン (Olivia Pratten) が州政府を相手に訴訟を 起こした。それは、同州では養子の場合、生み の親の情報は保管することを法律で義務付け, 養子は一定の年齢達すると出自を知ることがで きるのに対し、AIDの場合、精子ドナーの情 報の保管を規定する法律もなく、AID 出生者 のドナーを知る権利も認めていないことを不服 とし、この差別の解消を求めての訴訟だった。 ブリティッシュ・コロンビア州では、養子法 (Adoption Act) で養子の生物学的親の情報を得 る権利に関して次のように規定している。1. 生 物学的な親と社会的な親の記録を保管し、養子 は安全・健康・福祉、その他、子どもに利益が 見込まれる理由で生物学的親の情報が必要な場 合には、その情報にアクセスすることができる。 2. 生物学的親を特定できる記録を保管してお く。3. 養子は19歳になり、社会的な親が生物 学的親の情報にアクセスすることを了解してい る場合には、生物学的親の氏名を含む情報を得 ることができる。4. 生物学的な親とのコンタク トは、両者の間に合意があれば、行政機関がそ れを支援する。5. 養子は結婚のパートナーや性 的なパートナーと遺伝的つながりがないかを確 認できる。

一方,ブリティッシュ・コロンビアの医療者と外科医のカレッジ(集団)の規定「Medical Practitioner Act, R.S.B.C. 1979, c 254」では、医療記録は6年保管すると定められていた。プラテンが裁判をはじめた2008年には、プラテンの母親の主治医はすでに退職して6年が経過していた。そのため、最後の医療記録の記入か

らもすでに6年以上が経過してたために,患者の記録を保管する義務は消滅し,ドナーに関する情報も処分されていたのである。プラテンは,ブリティシュ・コロンビア州政府がこうした記録の破棄を容認しているため,自分の心身の健康にもかかわる彼女の基本的な情報を喪失したと訴えた。

プラテンは、養子に比べ AID で生まれた人は 軽視されており、これはカナダの権利と自由の 憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms) 第15条の差別禁止の内容に反すると訴えたので ある。しかし 2012 年 2 月, 州の最高裁は、AID で生まれた人に養子法に定める生物学的な親を 知る権利を認めていないことは、差別にはあた らないという判決を下した。それは、元来、養 子と AID で生まれた人は異なり、養子法は養 子の人を対象にしてつくられた法律であるため、 遺伝的なルーツが半分わかっている AID で生 まれた人たちには適応できないというのがその 理由だった。また、もともとドナーを匿名とす ることが条件で精子は提供されたので、その点 からも、ドナー情報を与えることはできないと いう判断が下されたのである(The Canadian Press, 2008, Attorney General, 2012, Canadian Lawyer, 2012) o

2016年1月,筆者はオンラインでプラテンにインタビューを行った。インタビューの内容は文字起こしし、プラテンにそれを見せ確認を得た上で、資料として紹介することの了解を得ている。彼女はインタビュー当時、カナダを離れ、イギリスに移住していた。インタビューを通して非常に印象的だったのは、彼女が裁判を経て、母親や育ての父親との絆を強めたという話だった。両親は彼女が幼い頃に離婚していたが、別居していた育ての父親は彼女のすべての裁判に足を運び公聴し、彼女を励まし支えた。また母親も裁判中は誰よりも彼女の物理的・精

神的な支援者だった。彼女は自分の思いを理解し、惜しみない支援をしてくれた両親に深く感謝しており、彼女にとってはこの二人が親であると断言していた。この言葉からもドナーに親であることを求めていないことは明らかだった。プラテンはまた、ドナー情報を求める理由について、自分のルーツにもかかわる遺伝的な情報の半分が欠如していることで、長く自分のアイデンティティも何か抜け落ちていると感じてきたことに加え、異母兄弟との恋愛のリスクや、遺伝的父親を知らないことによる自分の健康、および将来自分から生まれてくる子どもの健康についても懸念していた。

4. まとめとして

AID で生まれた人たちが「出自を知る権利」 を求めていることに対し、「望まれて生まれて きて, 大事に育てられているのに, 親に対して 何の不満があって、ドナーを知りたがるのか | といったようなことを言う人がいる。しかし、 養子は、養親に大事に育てられていても、生み の親に関心を持ち、戸籍からその人物を探そう とするときに、そのことを責める人はいないだ ろう。AID で生まれた人は、出生の事実を知 らされても、プラテンのケースでも見られるよ うに、親の愛情や自分への支援を感じるならば、 親子の絆が壊れることはない。そして AID で 生まれた人がドナーを知りたいと言っても、そ れは育ての親への裏切りではない。家族以外に、 自分と血縁を持つ人がいると言われて、その人 に関心を持つのは非常に自然なことではないだ ろうか。たとえば、親である人も、産院での取 り違いで、育ててきた子とは血縁はなく、どこ かに自分と血を引く子がいるとしよう。その場 合, 血縁がないというだけで, これまで育てて きた子への愛情が急にさめるだろうか。また, 取り違いによって別の家族の元にいる自分の血

を引く子を知りたいとは思わないだろうか。も しくは、自分の血を引く子に関心を持つことは、 今一緒に暮らす子どもへの裏切りなのだろうか。 養子も AID で生まれた人も、自分の選択で、 その環境に生まれてくるわけではない。どのよ うな環境に生まれても、出自を知りたいと思う 人には「出自を知る権利」が保障される社会で なければいけない。日本でも、養子の場合は戸 籍に養子であることが記載され、生みの親の情 報が残されているケースが多い。であるならば、 精子や卵子のドナーの情報もきちんと残し、ド ナー情報を求める人には、提供できるシステム を構築するべきだと考える。少なくとも、本稿 で紹介したプラテンのケースのように、ドナー の情報が破棄されることは避けられるべきであ る。そのためには、今医療機関に残されている ドナーに関する情報は、「保健医療機関および 保険医療養担当規則」に定められている「患者 の診療録にあっては、その完結の日から5年間 とする」という医療記録の保管期間を超えても, 破棄しないよう、なんらかの対策を講じ、それ を徹底するべきである。

最後に、海外の状況をみれば、いずれ日本においても精子や卵子ドナーの匿名性が維持できなくなる時代が訪れることは想像に容易い。日本でも、災害時の行方不明者の捜索等、様々な状況のもとで、近年ではDNA検査が利用されるようになってきている。親が提供精子での出生を隠していても、子どもが偶然、自分の家族の外に、血縁の濃い人がいることを知りえる可能性は否定できない。また子どもが非常事態の中で、親とは血縁がないことや、まったく知らないところに、自分に血を分けた人がいることを知れば、それは大きな混乱や親への不信感等へとつながるだろう。養子の研究や、諸外国のAIDで形成された親子関係に関する研究が示すように、提供精子や提供卵子で生まれた子に

も幼いうちに親子の間に血縁がないことを伝え、 それを日常的に話せるような親子関係を築くことが、結局は親子にとってもストレスがなく、 利益が大きい。私たちはもっと、日本のAID で生まれた人たちの「出自を知る権利」が軽ん じられている今の状況を問題視し、ドナーの匿 名性の廃止の問題や親の告知のための支援に取り組んでいかなければならない。

▶文献

van den Akker, O. B. A., Crawshaw, M. A., Blyth, E. D. & Frith, L. J. (2015). Expectations and experiences of gamete donors and donor-conceived adults searching for genetic relatives using DNA linking through a voluntary register. *Human Reproduction*, 30, 111-121.

Allan, S. (2018). Donor Conception and The Search for Information: From Secrecy and Anonymity to openness, Routledge.

Attorney General (2012).Court of Appeal for British Columbia Citation: Pratten v. Brithish Columbia (Attorney General)2012BCCA480. Retrieved from https://www.bccourts.ca/jdb-txt/CA/12/04/2012BCCA0480.htm (2023 年 4 月 7 日)

Blake, L., Gasey, P., Readings, J., Jadva, V. & Golombok, S. (2010), 'Daddy ran out of todpoles': how parents tell their children that they are donor conceived, and what their 7-year-olds understand. *Human Reproduction*, 25, 2527-2534.

Canadian Lawyer (2012.2.13). Woman heads to B.C. court in battle for biological data. Retrieved from https://www.canadianlawyermag.com/news/general/woman-heads-to-bc-court-in-battle-for-biological-data/271238 (2023 年 4 月 7 日)

Crawshaw, M. (2017). Direct-to-consumer DNA testing: the fallout for individuals and their families unexpectedly learning of their donor conception origins. *Human Fertility* Online, 225-228, doi: 10.1080/14647273.2017.1339127

ダニエルズ, ケン(2010). 仙波由加里(訳) 家族 をつくる — 提供精子を使った仁王受精で子ど

- もを持った人たち 人間と歴史社
- ディンクル, サラ(2022). 渡邊真里(訳) ドナー で生まれた子どもたち 「精子・卵子・受精 卵」売買の汚れた真実 日経ナショナルジ オグラフィック
- Freeman, T. (2015). Gamete donation, information sharing and the best interests of the child: an overview of the psychosocial evidence. *Monash Bioethics Review*, 33, 45-63.
- Harper, J. C., Kennett, D. & Reisel, D. (2016). The end of donor anonymity: how genetic testing is likely to drive anonymous gamete donation out of business, *Human Reproduction*, *31*, 1135-1140.
- Hibino, Y. & Allan, S. (2020). Absence of laws regarding sperm and oocyte donation in Japan and the impacts on donors, parents, and the people born as a result. *Reproductive medicine and biology*, 19, 295-298. doi: 10.1002/rmb2.12329
- 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・ 長沖暁子(編著)(2014). AIDで生まれるという こと — 精子提供で生まれた子どもたちの声 — 萬書房
- Indekeu, A., Prinsen, C. F. M. & Mass, A. J. B. M. (2022). Lessons from 10 years' experience running the Fiom KID-DNA database, a voluntary DNAlinking register for donor-conceived people and donors in the Netherlands. *Human Fertility* Online. doi: 10.1080/14647273.2022.2144772
- Jadva, V., Freeman, T., Kramer, W. & Golombok, S. (2009). The experiences of adolescents and adults onceived by sperm donation: comparisons by age of disclosure and family type. *Human Re*production, 24, 1909-1919.
- MacDougall, K., Becker, G., Scheib, J. E. & Nachtigall, R. D. (2007). Strategies for disclosure: how parents approach telling their children that they were conceived with donor gametes. *Fertility and Sterility*, 87, 524-533.
- 森 和子 (2005). 養親子における「真実告知」に 関する一考察 —— 養子は自分の境遇をどのよう に理解していくのか —— 文教学院大学研究紀

- 要, 37, 61-88.
- Newton, G., Drysdale K., Zappavigna, M. & Newman, G. E. (2022). Truth, Proof, Sleuth: Trust in Direct-to-Consumer DNA Testing and Other Sources of Identity Information among Australian Donor-Conceived People. Sociology, 57. doi: 10.1177/00380385221091184
- NHK (2022). WEB特集"赤ちゃんポスト"開設 15年 預けられた男性が語る「家族」Retrieved from https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220608/k10013660621000.html (2023年4月7日)
- 野辺陽子 (2018). 養子縁組の社会学 ――〈日本 人〉にとって〈血縁〉とはなにか ―― 新曜社
- 仙波由加里(2016). 米国における第三者のかかわる生殖医療の現状 日比野由利(編)諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究(平成27年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業) 69-112.
- 仙波由加里 (2022). 諸外国の出自を知る権利を保 障する法制度 医学哲学医学倫理, 40, 66-71.
- The Canadian Press (2008.10.8). B.C. court issues injunction in class-action over sperm, egg donor births. Retrieved from https://www.cbc.ca/news/canada/british-columbia/b-c-court-issues-injunction-in-class-action-over-sperm-egg-donor-births-1.706248 (2023 年 4 月 7 日)
- 柘植あづみ (2022). 生殖技術と親になること ―― 不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤 ―― み すず書房
- ユニセフ (1989). 子どもの権利条約 (1994, 政府 (訳)) http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html#1 (2023 年 4 月 7 日)

The Right to Know of DI Conceived People

SEMBA, Yukari

Donor Link Japan

Journal of Child and Family Social Work and Psychology, 2024, Vol.1, 60-68

In Japan, awareness of the importance of a child's right to know his or her origin is spreading in the field of adoption, but recognition of the same rights for donor-conceived people is still insufficient. In Japan, the guidelines of the Japan Society of Obstetrics and Gynecology have required that sperm donors should be anonymous. As a result, donor-conceived people are at risk of unknowingly having intimate relationships with half-siblings or consanguineous marriages, and cannot obtain half of their own genetic information. This paper will discuss the issue of the right to know their origin for donor-conceived people, especially in contrast to adopted people.

key words: Right to know, AID, adoption, adopted people, donor-conceived people